

時局日誌 (四十)

Y H 生

十一月十三日

恩給法施行會中改正(勅令第七六四號)、  
恩給給與規則中改正(勅令第七六五號)、  
恩給金庫法施行令中改正(勅令第七六六號)、  
拓務省分課規則中改正、(二三施行)公布

内閣書記官長談 本日午後二時より宮  
中に於て御前會議開かれ軍令部總長官殿  
下を始め奉り、參謀總長、内閣總理大臣、  
樞密院議長、外務大臣、大藏大臣、陸軍  
大臣、海軍大臣、星野企畫院總裁等參集  
せられ、支那事變關係問題に關し慎重審  
議の上宗全に意見の一致を見、四時十五  
分終了せり。

外務省南洋局新設(勅令第七五四號)  
に伴ひ初代局長左の通發令

ベタヴィア總領事 齋 藤 音 次  
任南洋局長

拓務省に拓北局拓南局(拓務局廢止勅  
令第七六〇號)の新設に伴ひ左の交迭

關東局司政部長 今 吉 敏 雄  
任拓務省拓北局長

任拓務省拓南局長  
森 部 隆

内閣書記官長談 本日午後二時より宮  
中において御前會議が開かれ軍令部總長  
官殿下を初め奉り參謀總長、内閣總理大  
臣、樞密院議長、外務大臣、大藏大臣、

陸軍大臣、海軍大臣、星野企畫院總裁な  
ど參集せられ支那事變關係問題に關し慎  
重審議の上完全に意見の一致を見、四時  
十五分終了せり。

十二日正午ドイツ外務省においてリッ  
ペントロップ、モロトフ兩氏の間に開始  
されたベルリン獨ソ會談の目標とするこ  
ころは『ユーラン大陸すなはち亞歐大陸  
を外界の異分子の策動より遮斷して東半  
球の永久的平和への基礎を築く』にある  
ことはドイツ官邊の非公式の見解發表に  
よつても明かである。消息通の見るとこ  
ろでは今回ベルリンにおいて直ちに何等  
かの協定の調印にまで發展することはな

くモロトフ氏のスターリン書記長への報告を待ちチアノ伊外相、場合によつてはリツペントロツツ獨外相もモスクワに赴き同地においてソ聯との間に最後の協定調印に到達するのではないかと見られてゐる。ドイツ外務省の機關通信「外交政治通信」は十二日モロトフ氏の訪獨に關して、相互の安全と必要から出發した獨ソ友好條約は今次の戦争の經過に従つて亞歐大陸の新秩序を目指す建設的な使命を帯びるに至つた。英國が選んだ今回の帝國主義戦争は新亞歐建設の出發點となり、今回のベルリス獨ソ會談は凡て建設的プログラムに従れて進められるもので亞歐大陸を指導すべき日獨伊ソ四つの大國は相互の生活圏を尊重することによつて既に原則的に一致してゐる。而して新秩序國家群による世界平和政策の扉が開かれた。

モロトフ外務人民委員のベルリン滞在第二日の十三日は午後に引續いて行はれ

たヒトラー總統との第二次會談が實に三時間、午餐と共に四時間の長きに亘つた。午後後のプログラムは變更の已むなきに至りリツペントロツツ獨外相との會見は之を延期する事となつた。次いで同夜モロトフ人民委員は豫定の如くシユクワルツェフ、ソ聯大使主催のレセプションに臨んだがこの夜會には、主賓モロトフ人民委員を始め、リツペントロツツ獨外相、フリツク内相、ドルツェミュラー交通相、トツド博士、ランメルス總統官房長、ヒムラー親衛隊長ドイツ黨團の首腦多數が出席し空前の盛會であつた。なほモロトフ人民委員のモスクワ歸還についてはドイツからは未だ何等公式の情報が無いがモロトフ人民委員は豫定の如く十四日中にベルリンを出發モスクワに向ふものと見られて居る。

十一月十四日

海軍省官制中改正（兵備局新設勅令第七六七號）、内閣恩給局長督掌ノ給與細則中

改正（閣令第一五號）、恩給金庫法施行規則中改正（閣令大藏省令第一號）、雜穀配給統制規則（農林省令第一〇三號）、公布

ヒトラー總統始めリツペントロツツ外相その他ドイツ政府首腦部との會談を了へたソ聯外務人民委員モロトフ氏は十四日午前十一時リツペントロツツ獨外相等に送られてベルリン、アンハルター驛を出發モスクワへ向け歸還の途に就いた。同時にドイツ政府では今回の獨ソベリン會談に就いて左の如き簡単なコンミュニケを發表したがその中で獨ソ兩國間の一切の利害問題について兩者の意見が完全に一致したことを指摘してゐるのは今次の獨ソ會談の成果を示唆するものとして極めて注目に價する。

「モロトフ・ソ聯外務人民委員とドイツ政府首腦部との會談は終始友好的な雰囲気のもとに行はれ兩國の關係する一切の利害問題に就いて兩者の意見は完全に一致した。」

イギリス政府は今回極東英軍の統制を強化するため新たに極東軍司令部を置くこととなり、初代總司令官にサー・ロバート・ブルックボーラム空軍大將を任命せる旨十三日發表した。

昨年十一月中旬以降わが軍の一部は欽縣及び南寧附近を占領し佛印方面より重慶に對する補給路の遮斷に任じありしが過般皇軍の佛印進駐に伴ひその任務全く終了せるを以て去る十月二十八日南寧の撤收を開始し、更に十一月十三日夜欽縣を撤し、以て該方面の兵力を他に轉用しつゝあり我に一兵の損害なし。

### 十一月十五日

臨時馬ノ輸出及移出制限ニ關スル件（農林陸軍省令第二號）、營利職業紹介事業規則中改正（厚生省令第四八號）、勞務者募集規則（厚生省令第五〇號）、従業者移動防止令施行規則（厚生省令第五一號）公布

海軍中將 吉田 善吾

時局日誌

任海軍大將補軍事參議官

海軍中將 山本 五十六

任海軍大將

海軍中將 嶋田 繁太郎

任海軍大將

保科 善四郎

任海軍省兵備局長海軍少將

天皇、皇后兩陛下には十五日明治神宮

に行幸啓、明治天皇並に昭憲皇太后の御神靈に親しく御拜あらせられた。兩陛下にはさきに同神宮鎮座二十年祭舉行に當り行幸啓の言仰出されたが御都合により御取止め遊ばされてゐたところ、この度改めて行幸啓あらせられたのである。

陸軍中將 塚 田 政

補參謀次長

陸軍中將 澤 田 茂

參謀本部附被仰付

我が在獨大使館では、十五日午後二時（日本時間午後九時）三國條約成立並に紀元二千六百年祝賀午餐會を開催、ヒツ

トラ―總統外獨逸政府要人多數を招待したが、席上ヒツトラ―總統は來栖駐獨大使に對し左の如きメツセーヂを手交し皇國の興隆と日獨兩國の緊密化併せて亞歐二大民族提携の世界史的重大性を強調した。而して獨逸の元首が帝國大使館に公式の資格に於て臨んだのは日露戰爭直後にカイゼル・ウイルヘルム二世が當時の井上勝之助大使を大使館に親しく訪問して以來のことであり、殊にヒツトラ―政權樹立後においてはヒツトラ―總統が外國公館を訪問するといふことは極めて稀有のことであつて、今回の如くメツセーヂまで發するといふことは異例のことに屬するものといへる。

ヒ總統メツセーヂ「余は茲に皇統連綿二千六百年を迎へたる友邦日本國民に對し衷心よりドイツ國の祝意を述べむとす。余は日本がこの長期間に亘り、日本帝國の建設につき完遂せる事績を想起しドイツ全國民と共に讚歎措く能はざるも

のなり。即ち日本國民は未だ曾て外敵を  
してその島國の寸土をも侵さしめたるこ  
と無く斯て數千年來民族の純潔を保持し

十一月十七日

場、格納庫を爆破多大の戦果を収めて悠  
々歸還せり。

來たれるは寔に日本國の一大誇りと云ふ

べく、更に日本の東亞に於ける勢力並に

世界に於ける地位が、不斷に向上し今日

東亞の指導的國家として世界の他の地域

に於ける指導的諸國家と共により良き且

より正しき世界新秩序建設に邁進するに

至れるは日本國民の以て本懐とする處な

るべし。此の意味に於て本日茲に盟邦日

本國民に對し深甚なる祝意を表し得るは

余の最も欣快とする所にして、余はドイ

ツ、イタリア兩國民と共に其の生存權の

爲力圖しつゝある日本は必ずや遺憾なく

其の傳統的武士道精神を發揮し、其の生

存圖の安定を確立し、輝かしき平和を實

施すべき天賦の大使命を達成すべきを信

じて疑はざるものなり。

海軍航空部隊は本日も長驅昆明を急襲  
敵機は既に逃避し撓戦するものなく飛行

イタリア政府は國際聯盟對伊經濟制裁

五周年記念日たる十八日ムツソリトニ首

相が今次大戰における樞軸章の完勝の必

至所以を強調し併せて英國の虚構的な宣

傳戰を徹底的に反撃すべき一大獅子吼を

試みるであらうと發表した。

十一月十八日

臨時肥料配給統制法ニ依ル骨粉等ノ賣渡

ニ關スル件(農林省令第一〇四號)、産業

組合法施行規則中改正(農林大藏省令第

一號)公布

本日、内務省で開かれた土木會議港灣

都會の會議において東京並に横濱兩港の

大修築計畫が決定した。東京港の修築計

畫は

一、京濱運河防波堤末端より港口を隔て

東北東に外防波堤二基を築造し又月島  
南西方小船溜を被覆する波除堤を築造

する外港内西側防堤には之を除却す  
る。

二、航路及追地を浚渫する。

三、第五號埋立地先、品川地先及第三臺

場沖に埋立を行ふ。

四、第五號埋立地先突出埠頭の兩側第四

號埋立地南東側及品川地先埋立地の東

側及南側に岸壁を築造する。

五、第五號埋立地先突出埠頭基部月島南

西岸及品川地先埋立地に物揚場を築造

する。

六、月島南西方波除堤内を小船溜とする

七、品川地先埋立地埠頭と背後を連絡す

るため橋梁を架設する。

一方横濱港の修築計畫は

一、既設東水堤の略中央より北東に向ひ

防波堤を築造し東水堤は埋立地の外圍

となる部分を除きこれを除却する。

二、防波堤内航路及び泊地を浚渫する。

三、東水堤内側を埋立て港灣設備用地に  
充て又大黒町及寶町地先に豫定せられ

たる楡形埠頭計畫を變更し主として臨時工業用地に供する。

四、東水堤内側埋立地北西側に岸壁を築造する。

五、東水堤内側埋立地に物價揚場を築造する。

六、東水堤内側埋立地及實町地先埋立地と背後との連絡のため橋梁を架設し臨港鐵道を敷設する。

#### 十一月十九日

憲兵令中改正(勅令第七七六號)、農業金庫事業法第十五條ノ規定ニ依ル命令ノ件(農林省令第一〇五號)公布

ザルツブルグの滞在のリツベントロツプ獨及びチアノ伊兩外相は十九日午後ザルツブルグ出發ウイーンに到着したが更にテレキー洪首相、チャキー同國外相が二十日ウイーンに來りこれと時を同じくして來栖獨大使も亦二十日午前同地に到着する豫定になつて居り、ここに日獨伊洪ヶ四國の各代表者がウイーンにおいて

重大會談を行ふものと解され世界の視聽を集めて居る。

#### 十一月二十日

宅地建物等價格統制令(勅令第七八一號)植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則(農林省令第一〇六號)公布

獨空軍の英本土爆撃は數日來一段と熾

烈化してゐるが十九日夜來の中パーミングムを中心に附近十四都市に對する空襲は猛烈を極めた。數百機よりなる獨機の大群は十九日夕闇と共に東南方から英本土に襲來し防空彈幕を潜つて入りかはり立かはりこれ等諸都市に有ゆる種類の爆彈の洗禮を浴びせかけ、二十日早曉に至つても爆彈や燒夷彈が間斷なく投下されて居り、全市はこの猛爆下に開戦以來未曾有の損害を蒙り慘憺たる光景を呈してゐる。

#### 十一月二十一日

軍用資源秘密保護法施行規則中改正(陸軍海軍省令第九號)公布

天皇、皇后兩陛下には義宮、濟宮兩皇子殿下を御同伴、二十一日神奈川縣葉山御用邸より宮城に還幸啓あらせられた。晋冀邊區共產軍討伐の鈴木部隊は十九日未明遂に敵要衝阜平を占領、堂々入城しさらに二十日午後松山部隊これにつき城門高く日章旗を掲げた。

國際情勢の急展開に對處すべく中歐の盟邦ハンガリー國はかねてより樞軸國家に接近の意圖を抱き、先月來、首都ブダペストに於て、同國の三國同盟參加について折衝を續けてゐたところこの程日獨伊洪四國間に完全なる諒解が成立したので二十日午後七時三十分(日本時間)來栖、リツベントロツプ、チアノ、チャキ、キ日獨伊洪四ヶ國代表はウイーンに會同しテレキー洪首相臨席の下にハンガリー國の日獨伊三國同盟參加に關する議定書に正式調印を行つた。

DNB通信の傳ふところによれば獨空軍は二十日夜から二十一日の拂曉にか

け未曾有の英本土空襲敢行、右空襲をに  
 参加した獨機の總數は實に二千臺に及ん  
 だといはれる。獨機は無數の小編隊に分  
 れて全英各地に爆彈の雨を降らせたが、  
 リヴァプール、プリストル等インダラン  
 ド西部各地の港灣その他の軍需施設の被  
 害は特に甚大を極めた模様である。

歐洲大戦勃發以來滿一年、去る九月廿  
 七日ベルリンにおける日獨伊三國同盟締  
 結以來ドイツは一段とその外交攻勢の進  
 軍目醒しきものあり、廿日ウイーンに於  
 けるハンガリーの三國同盟参加調印後廿  
 二日より又ベルリンにおいて、ルーマニ  
 ア首相やスロヴァキア代表等の來往繁き  
 裡に電撃外交工作の進展刮目すべきもの  
 があるが、かゝる間に於てドイツは着々  
 その占領地域の經濟工作を進め東はポー  
 ランドより北はスカンデナヴィアに及び  
 西はオランダ、ベルギー、フランスに達  
 する廣大なる軍事占領地域に對し幾多見  
 るべき經濟施設を實施して戰爭完遂の目

的達成とやがて誕生すべき全歐洲の新秩  
 序の中核體としての占領地開發工作に必  
 死の努力を傾倒してゐる。これは大東亞  
 の新秩序建設を旨指して内、國內新體制  
 の確立に邁進し外、支那事變處理に奮闘  
 しつゝある日本にとり特に示唆する處多  
 く興味深いものがあるであらう。かゝる  
 觀點に立つてドイツ占領地における經濟  
 工作の現状を上記各地域別に報告するに  
 先だち、先づ總括的に一瞥を投ずること  
 とする。

十一月二十三日

情報部長談

ハンガリー國の三國條約  
 参加に續いてルーマニア國もこれに参加  
 することとなり、本二十三日ベルリンに  
 於て三國側たる帝國全權來栖大使、ドイ  
 ツ國全權リッペントロップ外相、イタリ  
 ア全權プチ大使とルーマニア國全權アン  
 トネスコ總理との間にルーマニア國全權  
 國の参加に關する議定書が調印せられ即  
 日發効する事となつた。本議定書の内容

ハンはガリー國参加議定書である。各國  
 が相次で三國條約に参加するに至つたの  
 は世界新秩序の建設と正義に立脚した永  
 久平和の確立を目標とする日獨伊三國の  
 大理想實現に向つて努力が着々とその效  
 果を擧げつつあることを示すもので欣快  
 に堪へない。

全産業一體、職分奉公を旨とする大日本  
 産業報國會の創立總會並に創立大會はい  
 よ／＼今廿三日九段軍人會館に於て舉行  
 勤勞新體制の中核體として發足すること  
 となつた。

◇創立宣言

今や世界は未曾有の轉換期に際會す。  
 皇國亦東亞新秩序建設に任じ、世界新秩  
 序完成に邁進せんとす。その使命洵に宏  
 大なり、然れども高度國防國家體制とそ  
 の根幹たる新産業勞働體制を確立するに  
 非ざれば、何んぞその使命を果し得べけん。凡そ皇國産業の眞姿は、皇國の精神  
 に基づき、全産業一體、事業一家、以て

職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり。全産業人は資本經營勞務の有機的一體を具現し、皇民勤勞の眞諦を發露産業道を樹立せんとするにあり。責務の重きを念ひ、決意更に新たなり、勇躍、我等行かんとす。——職場は我等にとつて巨道實踐の道場なり。勤勞は我等にとつて奉仕なり。歡喜なり。榮譽なり。手段に非ずして目的なり。艱苦缺乏何かあらん。剛健なる意思、不屈の氣概、範を垂れ衆を化し、塵烟の下、響音の裡、分を盡し職に生き、以て皇國の彌榮を致さむ。右宣言す。

◇ 綱 領

一、我等は國體の本義に徹し全産業一體報國の實を擧げて皇運を扶翼し奉らむことを期す。

一、我等は産業の使命を盡し事業一家職分奉公の誠を致し以て皇國産業の興隆に總力を竭さむことを期す。

一、我等は勤勞の眞義に生き剛健明朗な

る生活を建設し以て國力の根柢に培はむことを期す。

同日決定したる役員左の如し。

總裁 厚生大臣 金光 庸夫

會長 貴族院議員 平生 飢三郎

顧問 安井英二、橋田邦彦、小林一三、

村田省三、小川郷太郎、星野直樹、伯

爵有馬頼、寧水野鍊太郎、男爵郷誠之

助、小倉正愷

常任顧問 廣瀬久忠、河原田稼吉、吉田

茂、中川末吉、片岡安

審議員 内閣書記官長、法制局長官、内

閣情報部長、企院次長、各省次官、井

坂孝、今井五介、鑄谷正輔、岩崎清七

八、田嘉明、橋本圭三郎、蓮沼門三、子

爵大河内正敏、小畑源之助、大隈榮一

岡田文秀、渡邊福雄、川西清兵衛、川

島三郎、龜井貫一郎、田澤義鋪、高島

菊次郎、津田信吾、中島彌國次、中川

正左、中松眞郷、村上義一、栗本勇之

助、安岡正篤、松本健次郎、増田次郎

松村光三、後藤隆之助、伍堂卓雄、五

島澤太、木暮武太夫、小平浪平、小林

順一郎、寺島健、青木鍊太郎、宮島清

次郎、斯波孝四郎、庄司乙吉、平泉澄

森齋昶、末弘嚴太郎

理事長 湯澤三千男

理事 中島清二、藤原孝夫、山田清一、

細谷信三郎、田中重之、椎名悦三郎、

鈴木英雄、持永義夫、内藤寛一、清水

玄、波多野貞夫、大倉邦彦、田中貢、

牛尾健治、氏家貞一郎、安川第五郎、

松本勇平、町田辰次郎、藤山愛一郎、

梁川正夫、河野密、輝峻義等、君島清

吉、三村起一、三輪壽壯、清水重夫、

下出義雄、膳桂之助

監事 兒玉政介、白石元治郎、小畑源之助

十一月二十四日

元老、正二位大勳位公爵西園寺公望氏

は二十四日午後九時五十四分静岡縣興津

町の別邸坐漁莊で薨去した。享年九十二

公は去る十日微熱を發し翌十一日腎盂炎

と診斷されて以來與津坐漁莊の別邸に病を養つてゐたが、二十三日午前十一時遂に危篤に陥り、勝沼主治醫以下の手當も

る事となつた。次第である。

十一月二十五日

效なく嘉永二年生を享けて以來安政、萬延、文久、元治、慶應、明治、大正、昭和にまたがる生涯を閉ぢ、元老制もこゝに終焉を告げた。

元老西園寺公望は二十四日遂に薨去したので政府は元老が生前國家に盡した勳功に酬いるため國葬の禮を以つて遇することとなり、二十五日閣議において國葬を奏請することに正式決定、直ちに書類によつて上奏御裁可を仰いだ結果故西園寺公に對し左の勅書を賜はつた。

情報部長談 曩にハンガリー國及びルーマニア國の参加を見た三國條約は更に

故従一位大勳位公爵 西園寺公望

スロヴァキア國を迎へることとなり本二十四日ベルリンに於て關係國全權の間に

特ニ國葬ヲ賜フ

参加議定書の署名を了し即日効力を生ずることとなつた。参加議定書の内容に付

昭和十五年十一月二十五日

てはハンガリー國ルーマニア國参加議定書と異なる所がない。スロヴァキア國は昨

御名御璽

年三月十四日舊テュエコ・スロヴァキア國の解體に際し獨立國家として成立したが

内閣總理大臣公爵 近衛 文麿

我國は逸早く昨年六月一日之を承認し滿洲國もこれに倣つた経緯があり。其の後

副署従一位宣下の御沙汰 畏き邊では

同國は順調なる發達を遂げつゝあつたが

元老西園寺公望公薨去の趣聽召され公が生前元勳として國事に盡せる功勞を嘉せ

らるる御沙汰あらせられた。

下の御沙汰あらせられた。

故正二位大勳位公爵 西園寺公望

故正二位大勳位公爵 西園寺公望

今同世界新秩序の建設に積極的に参加す

任臺灣總督

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官

任臺灣總督府總務長官



臺灣總督府總務長官 森 岡 二 朗  
依願免本官

二十七日の樞密院定例本會議は 天皇  
陛下親臨の下に午前十時より宮中に於て  
開會

樞府側より原、鈴木正副議長以下各顧  
問官。政府側より近衛首相以下全關係  
及び村瀨法制局長官が出席

審査を終へた内閣情報局官制ほか三件  
及び御諮詢案件を上議案件全部を満場一  
致可決し、午後零時十分散會した。經過  
左の通り

一、御諮詢案件については川合顧問官よ  
り審査經過を報告、石塚顧問官より希  
望意見あつたに對し近衛首相及び松岡  
外相より詳細説明あつて可決。

一、情報局設置に關する官制及びこれに  
附帶する外務省官制中改正の件につい  
ては石井委員長より審査經過を報告、  
清水、深井兩顧問官より情報局と内務  
省との關係につき質問あつたに對し安

井内相より答辨があつて可決。

一、保護局設置に伴ふ司法省官制中改正  
の件については着塚顧問官より報告、  
清水顧問官より再犯、釋放者保護の情  
況につき質問あつたに對し風見法相よ  
り答辨があつて可決。

一、厚生科學研究所に事務官を設置する  
ための奏任文官特別任用令中改正の件  
については堀江樞密書記官長より報告  
あり、質問無く可決した。

### 十一月二十八日

國民更生金庫設立及監督規程（大藏省令  
第七九號）公布

政府は組閣以來統帥部との提携を密な  
らしむるため、臨時連絡會議を開いてゐ  
たが、今回更に國務と統帥との一體化即  
ち政戰兩略の一致を圖るため政府統帥部  
連絡懇談會を常設することとなり、二十  
八日午前十一時二十分首相官邸に第一回  
懇談會を開催、政府側より近衛首相以下  
統帥部より塚田參謀次長、近藤軍令部次

長出席二時間に互り懇談をとり、午後一  
時二十分散會した。右につき富田内閣書  
記官長から左の如き談話を發表した。

内閣書記官長談 本二十八日政府と統  
帥部との提携を密ならしめるため、政府  
側と參謀次長、軍令部次長との間に連絡  
懇談をなせり。尙今後もこの種連絡は屢  
々行はれる筈なり。

海軍省の人事局長が二十八日更迭とな  
つた。新局長は小林使節の隨員として蘭  
印に出張、歸朝した中原義正少將である。  
前局長伊藤整一少將は某要職に補せられ  
た。

本日附左の通り補職發令せらる。  
海軍少將 中原 義 正

補海軍省人事課長

尙前任者海軍少將伊藤整一は某要職に  
補せられたり。

### 十一月二十九日

及川海相發議 陸海軍大臣は當面の時  
局に關しその所信を一にするものである

が、本日閣議において自分が陸海軍大臣を代表して次の通り申入れをしたいと思います。

申入内容、時局の前途は益々多端である。

政府は只管國防國家體制の完成に邁進しつゝある次第なるが、吾々はこの際愈結束を固め、内外に對し一層強力なる政治力を發動して國家の總力を時局處理に指向し國民上下の信望を確保せねばならぬ。

これがため速かに基本國策要綱の具體的實現に邁進すべきであるが、次の諸點の如きは特にこの際留意を要する緊要事項と認める。(一)大政翼賛運動の健全なる發展を助成し速かに官民上下一體臣道實踐の途に勇躍し得る態勢を整へねばならぬ。(二)經濟諸般の施策に當りては現下當面する時局處理の完遂に重點を置き、改組のため一時と雖も生産力の低下を生じ、或は臣心の不安を來すが如きことはこれを戒めねばならぬが、同時に

現下の時局に對應すべく戰時經濟力の強

化特に生産力の擴充に關しては速に強靱持久の態勢を整備するを要する。しかし政府はこれが綜合的指導力を強化するため所要の措置を講ずる要ありと認む。

(三)一切の不純なる政治的策動並に民心を昏迷ならしむるが如き浮説の如きは嚴乎これを一掃すべきである。

以上の通りであるが陸海軍は益々提携を密にし眞に一體となり、政府各般の措置に對し全幅の支持協力を惜しまざることをこの機會に於て確言するものである。なほ右申入の後及川海相はその趣旨を更に敷衍して左の如く述べた。

「最近不純なる政治的策謀もあるやに認められ種々なる浮説を流布し殊に倒閣運動などに蠢動する輩もあるやに聞かす、斯の如きは時局を辨ざへるの基しきものにしてこの際陸海軍は一致して強力に飽くまで政府の施策を支持して行く決心である。

この日天皇陛下には陸軍御軍裝も御璽

々しく大勳位副章を御佩用、百武侍從長陪乘、松平宮相、木戸内府、蓮沼侍從武官長、寛行幸主務官以下供奉の略式自動車兩轡にて午前十時宮城御出門、同七分諸員奉迎裡に議事堂御車寄に着御、松平貴族院議長の御先導で便殿に入御

御先着の閑院元帥宮殿下をはじめ奉り

朝香、東久邇兩大將官、竹田宮、閑院

若宮各殿下と御對面、近衛首相、松平

小山兩院議長、佐佐木、田子兩院副議

長、瀨古、大木兩院書記官長等に單寫

拜謁を仰付けられた後

松平貴族院議長の御先導にて式場に親臨

あらせられた。參列諸員の肅然たる最敬

禮裡に玉座につかせ給ふ。玉座下の右側

雖段には御參列の各皇族殿下のお姿が拜

される。向つて左の雖段には松平宮相を

はじめ供奉の人々、階下議場には玉座を

拜して右側は貴族院議員、左側は衆議院

議員、その最前列には永年勤続の青木信

光子、尾崎行雄氏らの感激の姿が見え、

更にその前面に松平、小山兩院議長、近衛首相が肅然と居並ぶ。二階傍聽席は舊兩院議員をはじめ特に参列を許された地方自治團體の代表者ら、第一議會以來の

勤續者の姿も混つて半世紀の目まぐるしい變遷が偲ばれる。場内しはぶき一つ洩れぬ莊嚴なひと時、松平貴族院議長しづ／＼と御前に参進して式辭を朗讀、次いで小山衆議院議長が代つて御前に参進、式辭を朗讀、ついで近衛首相の祝辭があり終つて松平貴族院議長は再び御前に参進して力強く「天皇陛下萬歲」を發聲すれば、諸員これに和して感激の萬歲を奉唱、

と尙ク國家興隆シ國光四海ヲ被フニ至レリ誰カ之ヲ憲政ノ美果ニ非スト言フ者アラムヤ。

長くも陛下には終始立御のまま諸員の赤誠を受けさせられ、いと御満足の御模様

に拜された。かくて陛下には同四十分小山衆議院議長の御先導で入御あらせられこゝに佳き年に迎へた式典は終つた。

天業ヲ翼賛シ以テ

尾崎行雄、安達謙藏、望月圭介、小泉又次郎の十二氏に單獨拜謁を仰付けられ

同十一時十分諸員奉送裡に議事堂發御、

皇恩ノ萬一ニ酬イ奉ラムコトヲ期ス臣松平頼壽貴族院ヲ代表シテ謹ミテ

聖壽ノ萬歲ヲ祝シ

皇運ノ隆昌ヲ祈リ奉ル

聖壽ノ萬歲ヲ祝シ

給フ國體ノ觀念愈々明カニ國民ノ氣節倍

増シテ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

政翼賛ノ道ヲ開カセラレ越エテ明治二十

三年十一月二十九日大憲ノ條章ニ基キテ

陛下ノ稜威必スヤ禍亂ヲ戡定シ平和ヲ克

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

復シ以テ大義ヲ八紘ニ宣ヘ坤輿ヲ一宇ヲ

小山衆院議長

時惟レ紀元二百一年ノ佳年ノ際ニ茲ニ帝國議會開設五十年ヲ迎ヘ記念式典ヲ舉グルニ方リ長クモ

敬聖文武天皇陛下ノ親臨ヲ賜フ臣等恐懼感激ニ勝フルナシ伏シテ惟ルニ

明治天皇帝國憲法ヲ宣布セラレ尋テ帝國議會ヲ開設シ給ヒテヨリ邦基彌々鞏ク民情洽ク暢ヒ政化遠ク及ヒ臣民其ノ慶ニ浴ス

先帝之ヲ紹述シテ庶績ヲ垂レ盛業ヲ貽サセ給ヒ

陛下之ヲ恢弘シテ日ニ新ニ日ニ進ムノ道ヲ立テサセラレ宵旰治ヲ圖ラセ給フ是ヲ以テ國運倍々隆昌シ民福愈々増進シ皇道振ヒ 皇威輝キ萬邦咸稜威ヲ景仰シ奉ラサルハナシ今ヤ未曾有ノ時難ニ際會ス正ニ是レ 聖鑑ノ下上下一心學國一體全カヲ竭シテ之カ克服ニ膺ルヘキノ秋ナリ臣等大政贊襄ノ任ヲ辱クス乃チ臣節ヲ砥礪シテ東亞ノ安定ニ努メ世界ノ平和ヲ資

クルハ洵ニ其ノ分ナリ敢テ鞠躬盡瘁大業ヲ翼賛シテ

天恩ニ酬イ奉ラムコトヲ庶幾フ爰ニ恭シク

聖壽ノ無疆ヲ唱ヘ 聖德ノ無窮ヲ頌シ奉ル衆議院議長臣小山松壽衆議院ヲ代表シ誠恐誠惶謹ミテ白ス

近衛首相祝辭

帝國議會開設以來正ニ五十年本日茲ニ記念式典ノ舉行セラルルニ方リ長クモ車駕ノ親臨ヲ辱ウス洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ恭シク惟ミルニ

明治天皇不磨ノ大典ヲ欽定シテ國體ノ本義ヲ明徴ニシ帝國議會ヲ開設シテ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ以テ國運ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ圖リカマヘリ爾來官民相率キテ聖旨ヲ奉體シ協心戮力以テ今日ニ逮ベリ然ルニ世界ハ今ヤ一大變局ニ遭遇シ帝國亦新ニ東亞ノ秩序ヲ定メ人類ノ福祉ヲ全ウセントシ前古未有ノ時艱ニ直面ス學國一致ノ努力ヲ要スルコト蓋シ今日ヨリ急

ナルハ無シ臣等和衷協同大政翼賛ノ臣道ヲ實踐シテ益々憲政ノ本義發揚ニ努メ此ノ變局ニ善處シ此ノ時難ヲ克服シテ

皇威ヲ中外ニ宣揚シ以テ報效ノ萬一ヲ圖ランコトヲ期ス光輝アル本日ノ式典ニ際シ謹ミテ

聖壽ノ萬歲ヲ頌シ奉リ併セテ國運ノ益々隆昌ナランコトヲ祈リ以テ祝辭ト爲ス

昭和十五年十一月二十九日

内閣總理大臣從二位勳一等

公爵 齋 近 衛 文

十一月三十日

在南京帝國大使館では日支條約調印に關シ三十日午前十時五十分左の如き日華共同コンミニユケを發表した。

「七月五日以降日華兩國間に慎重審議を遂げたる兩國國交調整に關する約定は十一月三十日午前十時二十五分南京において阿部特命全權大使と汪國民政府行政院長との間に署名調印を了せり 紀元二千六百年十一月卅日午前十時廿

五分、世紀の歡喜、待望の日支新條約は更生支那の首都南京において晴れの調印式を擧行した。昭和十二年十一月近衛聲明により蔣政權を相手とせざることを聲明し日支外交關係が斷絶状態に陥つて以來三年、こゝに新たな國交調整の條約をもつて南京の國民政府は支那の正統唯一の政府たることを承認せられたのである。一昨年十二月汪精衛氏が抗戰の首都重慶を脱出以來二年、あらゆる荆棘の道を切り開いて苦難の生成を續けて來た和平建國の新國民政府は晴れの外交場裡に登場するのだ。本條約は昭和十三年末發せられた近衛聲明に則り道義に基き、善隣友好、共同防共、經濟提携の實を具現し、東亞民族解放と支那の光輝ある獨立を確保する重大要求を確立したものであり、同時に不割讓、無賠償を根本精神とする歴史的條約たる點において正に世界新秩序への發足にふさはしいものである。また日を同うし三國共同宣言が阿部

大使、汪院長、臧全權の三代表間に調印せられた。滿洲事變と帝國不動の國策が飛躍的發展を遂げ、東亞新秩序建設の外交態勢が推進されるに當り、新國民政府の承認と滿支兩國の相互承認は絕對の條件である。近衛三原則に基礎をおく今回の條約締結が東亞共榮圈の確立といふ目標をもつて協力邁進せんとするときに當り、各々牢固たる決心を披瀝する三國共同宣言が發せられたことは抗戰の迷夢にあがく重慶政權に對する一大鐵槌であることは勿論、英、米帝國主義抑壓下に呻吟する東亞弱小諸民族に對する一大激勵と覺醒を投げかけるものであり、更にまた西歐白人國家に對して東亞民族獨立解放の大旗を掲げる歴史的意義を持つものであり、東亞民族の進軍である。」

### 十二月二日

職員共濟組合令(勅令第八二七號)、要塞地帶法施行規則中改正(陸軍省令第四六號)、要塞地帶法施行規則中改正(海軍省

令第三〇號)、朝鮮牛配統制規則(農林省令第一八〇號)、日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約(第一〇號)、日滿華共同宣言(條約第一號)公布

陸軍の十二月定期異動は二日發令と同時に陸軍省から發表された。今回の異動で長くも陸軍少將李王垠殿下が中將に、陸軍大佐賀陽宮恒憲王殿下が少將にそれぞれ御進級、多忙なる軍務に御精勵遊ばされる旨發令されたが、このことは國民として最も感激の極みである。今回の異動では(一)日獨伊三國軍事同盟の締結に伴ふ緊迫せる國際情勢、(二)佛印に對する日本軍の平和的進駐後に於ける對重慶のわが戰略態勢の彈力性の強化、(三)更にまた新國民政府との日支基本條約の締結調印を契機として支那事變の性格が本格的な建設の側面と、同時に戰爭そのもの、本格的な長期性が強化されたことなど、支那事變を繞る現下時局の新段階に

對應するため、相當注目すべき進級と異動が發令され、時局處理に對する陸軍の態勢が一段と強化されたことが注目される。即ち

- 一、東條陸相を輔佐する阿南次官、武藤軍務局長、河村軍務、岩畔軍事兩課長を中心とする軍政首脳部は、今度も何等變化なく、依然軍政當局として残ることとなつたが、これは現軍政首脳が國內新體制に當初より關係してゐるためこのまゝの陣容で引續き協力させるためで新體制の運動展開に對する軍の決意を端的に表現したものであること。
- 二、侍從武官長蓮沼審中將の大將進級を始め、本間雅晴中將の臺灣軍司令官への拔擢任命など軍構成の現實の要請から三月異動に次ぐ二度目の相當數に上る進級と拔擢人事が行はれ再び人事若返りの傾向が強くなつたこと。
- 三、去る八月設置を發表された北部軍司令官に初代司令官として濱本喜三郎中

將が任命され、司令部は札幌に設置され、こゝに内地を分つて東部、北部、中部、西部の四軍管區に分つ本土防衛の軍編成が全體の構成を完了したとこと

四、新設の輜重兵軍校長に事變勃發當時の軍務課長柴山兼四郎少將が任命されたのを始めとして、騎兵學校、步兵學校、各航學校などの教官鎮成府に入村を配置し明日の陸軍建設のための態勢を整へたこと。

などの四の特徴である

- |       |                |            |              |
|-------|----------------|------------|--------------|
| 任陸軍中將 | 陸軍少將 李 王 垠     | 任陸軍大將      | 陸軍中將 濱本喜三郎   |
| 任陸軍少將 | 陸軍大佐 恒 憲 王     | 補陸軍中將      | 陸軍中將 本間雅晴    |
| 十二月三日 | 德島縣知事 荒 木 義 夫  | 補陸軍軍司令官    | 陸軍中將 岡部直三郎   |
|       | 臺灣總督府警務局長、     | 補陸軍技術本部長   | 陸軍中將 城 倉 義 衛 |
|       | 鳥取縣知事 副 見 喬 雄  | 補憲兵司令部本部長  | 陸軍中將 岩下新太郎   |
|       | 任臺灣總督府交通局總長    | 補陸軍航空技術學校長 | 瀨古保次         |
|       | 岡山縣書記官 八 田 三 郎 | 貴族院書記官長    |              |

- 任鳥取縣知事
- 東京府書記官 中村四郎
- 任德島縣知事
- 賞勳局總裁 下條 康 麿
- 特ニ親任官ノ待遇ヲ賜フ
- 臺灣總督府警務局長 二 見 直 三
- 交通局長 泊 武 治
- 依願免本官(各通)
- 陸軍中將 蓮 沼 蒼

任賞勳局總裁

貴族院書記官 小林次郎

任貴族院書記官長

賞勳局總裁 下條康磨

依願免本官

十一月下旬の秋甫作戦において敵百四

十六師を完全に覆滅したわが山縣、上住、

志摩、西蔭の精銳部隊は鋭鋒を一轉、敵

百四十七師の馬當嶺奪回、長江遮斷のデ

マを粉碎すべく二日未明江南馬當嶺、彭

澤附近から突如行動を起し、既設陣地に

よる戦意旺盛なる百四十七師主力に對し

て、眞正面から猛攻を加へ同日夕刻まで

に各部隊も敵の經築陣地を強行突破し、

郭家橋楊柳尖、團風山等を結ぶ標高五百

メートルの山岳地帯に進出、敗敵を急進

中である。

二日夜までに判明した戦果は敵遺棄死

體五百三十七、捕虜五十、鹵獲品小銃

百十二、同彈藥一萬三千四百五十發、

わが方の損害輕少。

河南省考城縣地方肅清作戦中の中山部

隊は孫桐萱麾下の第二旅長孫連成が指揮

する敵三千が中牟附近で黄河を渡河北上

しつゝありとの情報に接し直ちに出勤そ

の進路遮斷、臥村集附近でこれを邀撃一

齊に猛射を浴せ殲滅的打撃を與へた。戦

果左の通り。

遺棄死體六百八十、小銃二百、彈藥五

萬發、手榴彈四百、わが方損害なし。

海南島海軍陸戰隊の十一月中における

同島内討伐の綜合戦果左の如し。

同敵一〇四、敵遺棄死體二二三、捕虜

二一〇、鹵獲品小銃二一、獵銃八六、

拳銃九、彈藥九八九、手榴彈三、ジャ

ンク處分三、主なる歸順者遊撃隊長二、

最も活潑な掃蕩を行つた地區南那大及

び煙墩奥地に於てである。我方の損害

輕少である。

十二月四日

厚生科學研究所官制(勅令第八四〇號)、

毛織物ノ販賣價格指定(商工省告示第七

七九號)公布

故西園寺公望公に對する賜誄の儀は五

日の斂葬の儀を前に四日午前九時から外

相官邸において嚴かに執り行はれ、畏く

も天皇陛下には勅使を御差遣、靈前に誄

を賜うて老公生前の勳功を慕せられた。

誄

齒徳竝ニ邵ク三朝ノ輔弼ニ膺リ學識兩

ナカラ優ニ百揆ノ儀刑ニ協フ弱齡維新

ノ大業ヲ贊シ壯歲曠古ノ皇讓ヲ翼ケ若

リニ顯要ヲ經テ勳勞ヲ効セリ既ニ已ニ

迹ヲ江湖ニ屏ケ尙ホ猶ホ心ヲ廊廟ニ留

メ天下ノ重キヲ繫ケテ以テ咨諏ニ對ヘ

國中ノ望ヲ負ヒテ而シテ猷贊ニ愼ム蹇

蹇タル忠靈朕ノ倚賴スルトコロ番番タ

ル元老天慈遺セス遽ニ溢亡ヲ開ク軫悼

何ソ勝ヘム爰ニ侍臣ヲ遣ハシ賻ヲ齎ラ

シ以テ弔セシム

十二月五日

特旨ニ依ル國務大臣ニ關スル件(勅令第

八四三號)

内閣官制第十條ノ規定ニ依リ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシメラルル者ハ親任官トス

前項ノ規定ニ依ル者ノ員數ハ三人以内トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

情報局官制(勅令第八四六號)、文官任用令中改正(勅令第八五三號)、情報局情報官ノ特別任用ニ關スル件(勅令第八五五號)、放送用私設無線電話規則中改正(逓信省令第八二號)、憲兵服務規程中改正(陸達第九〇號) 公布

明治、大正、昭和の三代にわたり、躍進日本の元勳として巨きく存在した西園寺公望公を送る日はつひに來た。長くも天皇陛下には特に國葬を賜ひ、斂葬の儀の五日、日比谷公園の葬場には勅使並に御差遣を拜し、參列の内高位顯官をはじめ國民は擧げて肅然『歴史の巨人』に告別し不滅の勳功を偲んだのであつた。

かくて靈柩は偉大なる生涯の最後を飾つて日比谷の葬場を發し沿道の敬悼に送られて世田谷區若林町松陰神社わきの墓所木の香も新しい『従一位大勳位公爵西園寺公望墓』の墓標のもとに永への眠りについたのである。

十二月六日

正二位勳一等男爵 平沼騏一郎  
任國務大臣  
企畫院總裁從三位勳三等  
星野直樹

任國務大臣兼企畫院總裁  
内閣情報部の局昇格に伴ふ人事は左の如く内定、うち部長級は六日官制の公布と同時に發令された。

◇總裁官房 第一課(庶務) 課長久山秀雄(内閣情報部書記官) 第二課(連絡) 課長川面隆三(内閣情報部書記官)

◇第一部(企畫) 課長海軍少將伊藤賢三(海軍軍事普及部委員長) 第一課(企

畫) 課長海軍中佐近藤新一(海軍軍事普及部員) 第二課(情報) 課長青木重臣(厚生省職業監理課長) 第三課(調査) 課長陸軍中佐佐藤賢彦(陸軍情報部員)

◇第二部(報道) 課長陸軍少將吉積正雄(參謀本部附) 第一課(新聞) 課長陸軍大佐松村秀透(陸軍情報部長) 第二課(雜誌) 課長海軍大佐大熊讓(連絡情報官) 第三課(ラヂオ) 課長宮本吉夫(遞信書記官)

◇第三部(國際) 課長石井康(外務書記官) 第一課(報道) 課長岸偉一(外務書記官) 第二課(宣傳) 課長朝海浩一郎(外務事務官) 第三課(文化) 課長廣瀬節男(外務事務官)

◇第四部(檢閲) 課長福本柳一(内務省圖書課長) 第一課(檢閲) 課長重成格(警保局事務官) 第二課(編輯) 課長(兼)本野盛一(内閣情報官)

◇第五部(文化) 課長代理川面隆三(内



閣情報部書記官) 第一課(施設) 課

長本野盛一 第二課(寫真映畫) 課長  
不破祐俊(文部省社會教育官) 第三課  
(文藝) 課長(未定) 第四課(事業) 課長  
小松東三郎(前精動幹事)

圖書課を檢閲課と改稱 情報局新設に  
關聯し内務省では六日附を以て分課規程  
を改正し、従来の圖書課を檢閲課と改稱  
七日舊帝國劇場別館へ移轉(映畫に關す  
る係を除く)することとなつたがその主  
管事項は左の通りである。

一、著作権に關する事項

一、新聞紙その他出版物に關する事項

一、映畫、演劇、演藝等に關する事項

日鐵會長平生鈺三郎氏は現下緊迫せる  
國際狀勢に鑑みて高度國防國家の基礎産  
業たる鐵鋼業の基礎を強化するためには  
この際あらゆる舊套を一擲して従来の英  
米依存より離脱して日滿支を綜合する鐵  
鋼自給の一大政策を確立し、これに適應  
すべき鐵鋼業の再編成を斷行すべき必要

を痛感し日鐵全重役陣の更始一新を圖る

ことを決意、六日九之内日鐵本社で開か  
れた重役會にこの旨を諮つたところ全重  
役の賛同を得たので、直ちに平生會長は  
同日午後三時商工省に小林商相を訪問、  
小林商相の手許に平生會長、中松社長以  
下全重役廿二名の辭表を提出して辭去し  
た。

十二月七日

支那事變特別稅法施行規則第十九條ノ二

ニ依ル交付金決定(大藏省令第八一號)、

度量衡法施行細則中改正(商工省令第九

七號)公布

從三位勳一等 本多熊太郎

任特命全權大使、中華民國駐劄被仰付

東京開港問題は昭昭七年以來東京橫濱  
兩市の間紛で議を續けて來たが、政府は  
去る十八日の内務省土木會議港灣部會の  
決定による東京橫濱兩港修築計畫に基き  
大藏、内務、鐵道、逓信各關係當局の間  
で協議した結果いよいよ東京開港の議を

内定し順調に運べば今週にも開議に附議  
する運びとなつた。この東京開に關して

は、橫濱市は依然絶對反對の態度をとつ  
てをり七日も市會で反對決業を行つたが  
政府としては出来るだけ橫濱の繁榮を脅  
かさないやう留意し、開港の條件として  
は、

一、獨立港とせず橫濱の延長の形式を採  
り

一、外國船の出入は橫濱港のみとし

一、邦船の出入は東京、橫濱の二本建と  
する

これによつて橫濱港に對する急激な打撃  
を避けることとし大體これを解決案とし  
て進むことになつてゐる。かくして橫濱  
港は第三國貿易中心とし東京は滿洲の支  
圓域貿中心とする方針である。よつて政  
府は、勅令開港々則を改正し新に橫濱港  
域を擴張するが、右の開議決定をまつて  
直ちに改正勅令案の成文化を急ぎ、樞密  
院に御諮詢奏請の手續を執るはずである

が、何分にも永年の紛議の的になつてゐたものだけに政府としても、横濱港の立場を斟酌して極力その納得に務める筈だが横濱市は圓域貿易を契はれるのは大打撃であるとなり相當猛烈に反對運動を續けてゐるからなほ或る程度曲折は免れないかもしれない。

## 十二月九日

石油代用燃料使用装置設置獎勵金交付規則中改正（商工省令第九八號）公布

上海方面陸軍最高指揮官藤田進中將は今般參謀本部附を仰付けられその後任として澤田茂中將親補せられたり。

## 十二月十日

「ヒットラー總統は十日正午（日本時間午後七時）ベルリン郊外某大軍需工場に於て數萬のベルリン軍需労働者を前に大獅子吼を試みた。即ちヒットラー總統は「四千五百萬の英國人が世界において四千萬平方キロの廣大なる地域を支配してゐるのに對し八千五百萬のドイツ人

には僅かに六千萬平方キロの土地しか與へられなかつた。」

と述べこの反自然的な不合理が遂に戦争挑發者の示唆にあつて不幸な現在の戦争に導かれたと戦前の世界情勢から説き起し、現現在のドイツの戦勝を優秀なるドイツ軍の背後にある軍需労働者の働きに歸すと感謝し西歐自由資本主義國とドイツの經濟社會組織の根本的の相違を述べ金の支配する經濟を激越な口調を以て攻撃しドイツが勝利を獲たのちの労働力に基礎をおいた理想社會を説いて國民労働大衆の士氣を鼓舞した。ヒットラー總統の一時間半に亙る演説の大部分は國家社會主義を主張する理想社會を描くことに費され、ドイツ國民に希望と光明とを與へる目的の如く見えたが、世人の注目の焦點たる對英軍事行動の展開に關しては次の如く述べた。

「英國に對する最後の決定的な攻撃は昨年中にもやらうと思へば可能であつ

たらう。然し砲彈は補充出来るが、人間の生命は補充出来ない。我々は人命を費はねばならぬ。最々の犠牲で最大の効果を擧げるためには十分な準備とその決行の時を選ばねばならぬ。我々は犠牲を少くするために今少し來るべき時期を待たう」

ヒットラー總統が十分の自信をもつてかく述ぶるや數萬の聽衆から嵐の如き歡呼と拍手が捲起つた。またヒットラー總統は

ドイツ兵のあるところ敵なし。余の辭書には『降服』なる言葉は見當らぬ。

と叫んで大歡呼を浴びた。最後にヒットラー總統は

この戦争は資本が勝つか、労働が勝つかの戦ひであり又我ドイツ國民にとつてはこの戦争は現在のための戦ひではなく將來のドイツ國民の自由と幸福のための戦ひである。

と結んだ。

十二月十一日

翼賛會議會局長衆議院部は十一日午前十時より衆議院内に緊急部長副部長會議をそれ／＼開催各部長副部長出席して第七十六議會運営方針に就いて協議した結果一、翼賛會の立場を離れ衆議院自體として議員俱樂部を組織すること。

一、右俱樂部を組織するに就いては衆議院議員全部が發起人となり前、元代議士の入會を認めること。

一、俱樂部は翼賛會と表裏一體の關係に立つて議會の圓滿推移に努めること。

一、俱樂部を母體として院内世話人を置き一切の議事進行を圖ること。

一、院内世話人は翼賛會の常任總務、總務及び會局參與中から選任するがこれ以外からも適任者を選出し公平を期すること。

一、俱樂部は第七十六議會の圓滿推移を目的として組織するものであるから、永久に存続することは妥當でない。從

つてこれをもつて新黨母體とするが如き意志は毛頭ない。

といふことに意見一致、正午散會した。なほ同俱樂部の部總會は來る二十日ごろまでに開催し役員その他を決定する。

去る六日より九日に至る〇〇部隊管下地區の肅清戰況は次の如くである。

一、六日山東半島北岸に近い掖縣に進出した大島部隊は第八路軍の約六百と七時間に互る交戦の後之を撃退した。敵遺棄屍體四十五、捕虜三。

一、東海縣遊擊隊四百二十名並に感雲常備隊五百は六日磐井部隊に歸順を申し出た。携行兵器、小銃二百六十三、自動小銃一、拳銃十三。

一、杉部隊は八日泗水東方三十キロに於て敵第八路軍の二百を撃破した。敵の遺棄死體三十七。

一、井上部隊は八日山東半島南部日照南方地區に於て敵第五十七軍を攻撃、交戦二時間にして西方に潰走せしめた。

敵の遺棄死體二十二、捕虜九、更に同

部隊は九日日照北方一キロ大庄に在つた敵匪二百を攻撃これを潰走せしめた一、土屋部隊の一部は九日膠濟線に近い章邱西方の敵匪を奇襲した。敵の遺棄死體三十二、捕虜二。

漢口を中心とする江南、江北地區及南昌周邊に於ける我が軍の十一月中綜合戦果は左の通りである。(宜昌周邊作戦の戦果を含まず)

交戦敵兵力三六、〇〇〇、交戦回数二五五、敵遺棄死體二、三五一、捕虜五四〇。

鹵獲品 野砲一、同彈藥三五〇、迫撃砲四、同彈藥一一〇、重機八、同彈藥二三、〇〇〇、小銃六九一、同彈藥二、二六〇、輕機三六、同彈藥四五、〇〇〇、拳銃三六、擲彈筒一一、我が方戦死約一〇〇。

十二月十三日

工藝技術講習所規程(文部省令第四五號)

公布

大藏事務官兼大藏書記官

高瀬 武 審

任興亜院調査官

大藏省銀行局長 松 隈 秀 雄

任大藏省主税局長

興亜院調査官 竹 内 新 平

任大藏省理財局長

大藏省理財局長 相 田 岩 夫

任大藏省銀行局長

大藏書記官 濱 田 幸 雄

兼任商工省貿易局第三部長

大藏書記官兼貿易局部長

菅 村 道 太 郎

任專賣局部長

大藏省主税局長 大 矢 半 次 郎

專賣局部長 平 澤 清 人

依願免本官(各通)

此日、大政翼賛會實踐要綱を決定發表

大政翼賛會實踐要綱

今や世界の歴史的轉換期に直面し八紘

一字の顯現を國是とする皇國は一億一心

全能力をあげて 天皇に歸一し奉り物心

一如の國家體制を確立し以つて光輝ある

世界の道義的指導者たらんとす茲に本會

は互助相誠皇國臣民たるの自覺に徹し率

先して國民の推進力となり常に政府と表

裏一體協力の關係に立ち上意下達、下情

上通を圖り以て高度國防國家の高現に努

む。

左の實踐要綱を提唱す。

一、臣道の實踐に挺身す 即ち無上絕對

普遍的眞理の顯現たる國體を信仰し歴

代詔勅を奉體し只管維新の大道を顯揚

二、大東亞共榮圈の建設に協力す 即ち

大東亞の共榮體制を完備し、その興隆

を圖ると共に進んで世界新秩序の確立

に努む。

三、翼賛政治體制の建設に協力す 即ち

經濟文化生活を翼賛精神に歸一し強力

なる綜合的政治體制の確立に努む。

四、翼賛經濟體制の建設に協力す 即ち

創意と能力と科學を最高度に發揮し綜

合的計畫經濟を確立し以て生産の飛躍

的増強を圖り大東亞に於ける自給自足

經濟の完成に努む。

五、文化新體制の建設に協力す 即ち國

體精神に基き雄渾高雅明朗にして科學

性ある新日本文化を育成し内は民族精

神を振起し外は大東亞文化の昂揚に努

む。

六、生活新體制の建設に協力す 即ち公

益を廣め世務を開き新時代を推進する

理想と氣魄を養ひ國民悉く一家族の成

員として國家理想に結集すべき生活體

制の樹立に努む。